

全住協 第318号
令和3年2月2日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（住宅確保給付金の再支給）

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）（令和3年1月28日 事務連絡）
(2) （別添1）緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住宅確保給付金の再支給）について（令和3年1月22日 事務連絡）
(3) （別添2）住居を失うおそれが生じている方への支援について（その8）（令和3年1月27日 事務連絡）
※(2)～(3)は全住協HPに掲載
https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/210122COVID-19.pdf
2. 参 考 H P 住居確保給付金(厚生労働省 生活支援特設HP)
<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当 米山
TEL 03-3511-0611

以 上

事 務 連 絡

令和3年1月28日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般、住居確保給付金の再支給の予定について、別添1のとおり、厚生労働省から「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について」（令和3年1月22日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に、この旨周知・活用いただくとともに、引き続き、民間賃貸住宅に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活に困窮されている方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添2のとおり、周知していることを申し添えます。

令和3年1月22日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言を踏まえた経済支援策が公表され、住居確保給付金の再支給についても盛り込まれましたので、下記のとおりお知らせします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

令和3年3月31日までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、申請により、3か月間に限り再支給を可能とする予定です。

なお、対象地域は全国とし、申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（2月上旬）を予定しています。

以上

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた経済支援策(厚生労働省関係)のご案内リーフレット



緊急事態宣言を踏まえた追加支援策のご案内

令和3年1月22日

厚生労働省では、緊急事態宣言を踏まえた追加的な支援策として、以下の措置を講じておりますのでご案内いたします。なお、[「生活を支えるための支援」](#)をまとめたリーフレットも引き続き更新しております。ご活用ください。

感染防止や夜間営業の制限などで仕事が減少し、休業で対応する場合

※短時間休業の場合や、シフト制、日々雇用等の方でも、仕事がなくなった日にも雇用関係が継続するなど、要件を満たせばそれぞれの措置の対象となります

● 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例

事業主が労働者に支払った休業手当等について以下の助成(助成額日額上限:15000円)

- ・中小企業 4/5(解雇等を行わない場合 10/10)
- ・大企業 2/3(解雇等を行わない場合 3/4)

緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に対しては、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業の助成率を最大10/10に引き上げます。また、生産指標が前年又は前々年同期と比べ、3か月で30%以上減少した全国の大企業についても助成率を最大10/10に引き上げる予定です。

※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

新

新

● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

中小企業の労働者で休業手当の支払を受けられなかった場合、休業前賃金の80%(給付額日額上限:11000円)

※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

新

夜間営業の制限など仕事がなくなるなどにより生活費にお困りの場合

● 緊急小口資金・総合支援資金(生活費)

休業等により一時的な資金が必要な方及び失業等により生活の立て直しが必要な方への貸付を実施。

- ・緊急小口資金:20万円(上限)
 - ・総合支援資金:20万円(注) / 月×3月=60万円(上限) *日常生活の維持が困難な場合、3か月以内の延長貸付あり
- (注)2人以上世帯の場合。単身世帯の場合は15万円。

※令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、返済の開始時期を令和4年3月末まで延長します。

新

● 住居確保給付金(家賃)

休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれのある方等に対して、家賃相当額を原則3か月(最長9か月(令和2年度中に新規申請した方は最長12か月))支給。(支給上限:住宅扶助特別基準額)

※令和3年3月末までの間、住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間の再支給を可能とする予定です。(2月上旬)

新

事務連絡

令和3年1月27日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その8）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえて、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要であるとして、関連した事務連絡を发出しているところです。

今般、令和3年1月22日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言を踏まえた経済支援策が公表され、住居確保給付金の再支給についても盛り込まれたことを踏まえ、厚生労働省から、別添のとおり「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について」（令和3年1月22日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が发出されております。

つきましては、下記内容にご留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関係団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

令和3年3月31日までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、申請により、3か月間に限り再支給が可能とされる予定です。

なお、対象地域は全国とし、申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（2月上旬）を予定しているとのことです。

以上

【送付先一覧】

(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公財) 日本賃貸住宅管理協会	(公社) 全日本不動産協会
(一社) 全国住宅産業協会	(一社) 不動産流通経営協会
(一社) 不動産協会	